

イーネットワークシステムズ電気需給約款（高圧） 新旧対照表

旧

新

電気需給約款

202~~3~~年 4 月 1 日

(~~2023年4月分~~の電気料金より適用)

電気需給約款

2024年 4 月 1 日

(2024年5月分の電気料金より適用)

イーネットワークシステムズ電気需給約款（高圧） 新旧対照表

旧	新
<p><b>3 用語の定義</b></p> <p>20. 電源調達調整費                      電源調達にかかる費用を電気料金に適切に反映させるために別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金                      「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。</p> <p>31. インバランス料金                      小売電気事業者が、あらかじめ電力広域的運営推進機関に提出する、電力の需要量または発電量を想定した計画値：「需要（発電）計画」と実際に対象地点で使用・発電された需要量または発電量の実績：「需要（発電）実績」との差分にかかる料金であって、不足した電力量の補填または余剰となった電力量の買取のため、内容に応じて一般送配電事業者から請求または支払いを受けるものをいいます。別紙3に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>32. 離島ユニバーサルサービス調整額（離島ユニバーサルサービス調整制度）                      供給区域内に離島がある一般送配電事業者が、需要家保護の観点から、</p>	<p><b>3 用語の定義</b></p> <p>20. 電源調達調整費                      電源調達にかかる費用を電気料金に適切に反映させるために別紙1「<a href="#">電源調達調整</a>」に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金                      「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2「<a href="#">再生可能エネルギー発電促進賦課金</a>」に定めるものをいいます。</p> <p>31. インバランス料金                      小売電気事業者が、あらかじめ電力広域的運営推進機関に提出する、電力の需要量または発電量を想定した計画値：「需要（発電）計画」と実際に対象地点で使用・発電された需要量または発電量の実績：「需要（発電）実績」との差分にかかる料金であって、不足した電力量の補填または余剰となった電力量の買取のため、内容に応じて一般送配電事業者から請求または支払いを受けるものをいいます。別紙3「<a href="#">調整単価（調整項）</a>」に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>32. 離島ユニバーサルサービス調整額（離島ユニバーサルサービス調整制度）                      供給区域内に離島がある一般送配電事業者が、需要家保護の観点から、</p>

イーネットワークシステムズ電気需給約款（高圧） 新旧対照表

旧	新
<p>離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土と遜色ない料金水準で電気の供給を行うことが義務づけられていることに伴い、離島がある供給区域内で電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただく費用であって、別紙3に記載の方法により算出された値をいいます。</p>	<p>離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土と遜色ない料金水準で電気の供給を行うことが義務づけられていることに伴い、離島がある供給区域内で電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただく費用であって、別紙3「<u>調整単価（調整項）</u>」に記載の方法により算出された値をいいます。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>33. 容量拠出金</u>  <u>容量市場における電力供給力の確保を目的に、小売電気事業者、一般送配電事業者および配電事業者が負担する費用をいいます。小売電気事業者は電気事業法に基づき容量拠出金を負担する義務を負います。</u></p>
<p>(追加)</p>	
<p><b>6 契約種別</b>            契約種別は、常時供給電力<del>（業務用季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力および高圧電力）</del>といたします。</p>	<p><b>6 契約種別</b>            1. 契約種別は、常時供給電力といたします。            2. <u>各契約種別に適用される電気料金その他の供給条件で本約款に定めのないものは、電気需給契約書に定めます。なお、電気需給契約書と本約款との間に矛盾がある場合には、電気需給契約書の定めが優先して適用されるものとします。</u></p>
<p>(追加)</p>	
<p><b>7 常時供給電力</b>            2. 料金            常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電</p>	<p><b>7 常時供給電力</b>            2. 料金            常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電</p>

イーネットワークシステムズ電気需給約款（高圧） 新旧対照表

旧	新
<p>力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。</p>	<p>力量料金に<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。<u>ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は半額といたします。</u></p>
<p>(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに電源調達調整費から以下の算式により算定される金額とします。</p>	<p>(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに<u>別紙1「電源調達調整」によって算定された</u>電源調達調整費から以下の算式により算定される金額とします。</p>
<p><b>19 料金単価の変更</b> (1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）<u>を書面で</u>お客さまに通知します。</p>	<p><b>19 料金単価の変更</b> (1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）<u>を書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法により</u>お客さまに通知します。</p>
<p><b>別紙1 電源調達調整</b> <b>1. 電源調達調整単価の算定</b> A＝卸電力取引市場調達単価（※1） 当月の3ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率（当月の3ヶ月前の月における当社の電源構成全体に占める当社が</p>	<p><b>別紙1 電源調達調整</b> <b>1. 電源調達調整単価の算定</b> A＝卸電力取引市場調達単価（※1） 当月の3ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率（当月の3ヶ月前の月における当社の電源構成全体に占める当社が</p>

イーネットワークシステムズ電気需給約款（高圧） 新旧対照表

旧	新
<p>一般社団法人日本卸電力取引所で調達した電力の比率をいいます。)を<u>乗じて算定し</u>、損失率(※3)にて補正<u>した</u>消費税等相当額を<u>含む</u>値といたします。</p> <p>C=調整単価(調整項) インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、電源調達調整費の調整、容量拠出金等が発生した場合は調整単価(調整項)に含めます。別紙3に定めるものとします。</p> <p><b>別紙3 調整単価(調整項)</b></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>一般社団法人日本卸電力取引所で調達した電力の比率をいいます。)を<u>乗じたものを</u>、損失率(※3)にて補正<u>し</u>、消費税等相当額を<u>加えた</u>値といたします。</p> <p>C=調整単価(調整項) インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、電源調達調整費の調整、容量拠出金等が発生した場合は調整単価(調整項)に含めます。別紙3「<u>調整単価(調整項)</u>」に定めるものとします。</p> <p><b>別紙3 調整単価(調整項)</b></p> <p>3. <u>容量拠出金相当額</u></p> <p><u>当社が電力広域的運営推進機関から実需給前年に通知を受けた実需給年度(毎年4月から翌年3月までをいいます。以下同じです。)の容量拠出金仮請求額(年間総額)を、過去実績値から想定した実需給年度の想定使用量をもとに月額に換算して算出した値をいいます。</u></p> <p><u>当社が実需給年度に電力広域的運営推進機関に支払う容量拠出金と実需給年度の容量拠出金仮請求額(年間総額)に差額が出た場合は、翌実需給年度内に精算を行います。</u></p>